

組織変更等の在り方について

		社員の加入		社員の脱退	
		弁護士の加入	外国法事務弁護士の加入	弁護士の脱退	外国法事務弁護士の脱退
法人形態	弁護士法人	弁護士法人	○不可(社員資格なし) 【論点】 B法人に組織変更することを認めることについて、どのように考えるか。	○弁護士法人 ○継続制度(社員の死亡により解散事由に該当するに至った場合の特例的措置。弁護士法第30条の24)	
	A法人	○不可(社員資格なし) 【論点】 B法人に組織変更することを認めることについて、どのように考えるか。	A法人		○A法人 【論点】 弁護士法人の場合(弁護士法第30条の24)と同様に、継続制度を設けることについて、どのように考えるか。
	B法人	B法人	B法人	○B法人 【論点】 弁護士である社員の全員が脱退した場合に、A法人に組織変更することを認めることについて、どのように考えるか。	○B法人 【論点】 外国法事務弁護士である社員の全員が脱退した場合に、弁護士法人に組織変更することを認めることについて、どのように考えるか。

(参考)

弁護士法第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の弁護士法人との合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 第五十六条又は第六十条の規定による除名
- 七 社員の欠亡

2 略

同法第三十条の二十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができる。